

墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題

【趣旨】

墨田区議会基本条例を円滑に運用するため、条文に規定されている制度等の運用に係る検討課題について、いつまでに検討し決定すれば良いか、整理する必要がある。

【優先度の考え方】

- ・本条例が平成31年5月1日施行であること等に鑑み、原則として、次期に検討・決定することとするが、優先度が極めて高い課題については、今期中に検討・決定する。
- ・現在制度等を運用していない課題、「議長が別に定める」と規定された課題等については、優先的に検討・決定する。
- ・条文不採用とされたもので、「条例制定後の課題」として整理された検討課題については、他の課題を整理した後に、検討時期も含めて検討・決定する。

【優先度の区分】

- 「A」…平成30年度(今期)に、検討・決定するもの(1課題)
- 「B」…平成31年度(次期)に、検討・決定するもの(12課題)
- 「C」…平成32・33・34年度(次期)に、検討・決定するもの(25課題) ただし、「B」課題の検討状況により、平成31年度においても検討できるものとする。
- 「適宜」…適宜、検討・決定するもの(1課題)

【運用方法の検討課題】

	条文	検討課題 <small>□は、「条例制定後の課題」として整理された検討課題である。</small>	現行の主な運用等	優先度
1	第6条 (議員相互間の討議) 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。 2 前項の討議の方法については、議長が別に定める。	議員間討議	○本会議においては、会議規則第42条・第50条により、「討論」を行っている。 ○委員会においては、慣例により行わないこととしているが、各委員会で決定した場合には実施している。	B3
2	第7条 (会期) 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動をすることができるよう、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。	通年議会 (執行機関意見あり、関係条例改正あり)	○墨田区議会定例会の回数に関する条例により、毎年4回の定例会を開会し、その都度、会期を決定している。 ○臨時会については、地方自治法第102条第3項により、開会し、その都度、会期を決定している。	A
3	第8条 (本会議の質問及び答弁方式) 区長等への一般質問(議事に先立ち、区的一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。)及びその答弁は、発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。	一般質問の一括方式・分割方式 (執行機関意見あり)	○一括方式のみで運用している。	B1
4	第10条 (議長及び副議長の所信表明) 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。	議長・副議長の所信表明	○選挙後、就任あいさつを実施している。	C

5	<p>第11条 (本会議及び委員会の公開) 議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を公開する。 2 議会は、前項の規定による公開に当たっては、多様な広報手段を活用するものとする。</p>	多様な広報手段の活用	<p>○傍聴規則、委員会の傍聴取扱い要綱を定めている。 ○地方自治法第115条及び委員会条例第16条により、原則公開している。 ○秘密会については、地方自治法第115条、会議規則第92条・第93条、委員会条例第17条においても規定している。 ○映像配信(ライブ・録画)を実施している。 ○本会議録、委員会記録を作成し、ホームページ等で公開している。 ○区議会だよりを発行している。</p>	C
6	<p>第12条 (傍聴) 議会は、本会議及び委員会を開くときは、傍聴者が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。 2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置	<p>○傍聴人受付簿(個票)に、氏名及び住所を記入させている(各派交渉会決定)。 ○墨田区議会情報の公開及び提供に関する取扱要綱により、次のとおり対応している。 ・本会議では、議事日程及び発言通告一覧を配布し、議案等を閲覧している。 ・委員会では、進行表を配布し、委員会資料を閲覧している。 ・配布資料以外は、写しを提供している。(コピー代は自己負担) ○磁気ループを設置している。 ○手話通訳者を配置している。</p>	C
7	<p>第13条 (委員会の活動) 委員会の委員(以下「委員」という。)は、委員会における審査及び調査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。 2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、討議を通じて合意形成を目指し、論点、争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。</p>	議員間討議	<p>○本会議においては、会議規則第42条・第50条により、「討論」を行っている。 ○委員会においては、慣例により行わないこととしているが、各委員会で決定した場合には実施している。</p>	B3
8	<p>4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる。</p>	議事堂以外の場所での委員会開催	<p>○議会改革特別委員会で実績あり ○会議規則第63条により、委員長は、委員会を招集しようとするときは、開会の場所をあらかじめ議長に通知しなければならないこととされている。</p>	C
9	<p>5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を開催することができる。</p>	区民等との意見交換会等(執行機関意見あり)		B4

10	第14条 (委員会による政策立案及び政策提言) 2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。次項において同じ。)の提出その他の政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。	委員会提出議案	○委員会提出議案の取扱いについて、とり決めをしている(各派交渉会決定)。 ○図書館条例の修正可決の実績あり(平成27年4定)	C
11	3 委員会は、予算を伴う条例案を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。	委員会提出議案 (執行機関意見あり)	○委員会提出議案の取扱いについて、とり決めをしている(各派交渉会決定)。 ○一般会計予算の修正可決の実績あり(平成28年1定)	C
12	第15条 (特別委員会の設置方針等) 2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。	特別委員会の見直し	○各派交渉会で協議している。 ○今期は、必要に応じて見直している。 (平成27年1臨・2定、平成29年1臨・2臨)	B2
13	3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。	特別委員会の運営方針・公表	○設置時に、設置目的や調査項目を定めている。	B2
14	第16条 (政策会議) 議会は、政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。 2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。 3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。	政策会議 (執行機関意見あり)		B2
15	第18条 (政務活動費) 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。	透明性の確保	○政務活動費の運用指針を作成している(平成30年4月1日改正)。 ○平成29年度分から、領収証等の証拠書類をホームページに公開している(平成30年9月1日公開)。 ○経理責任者会議を定期的で開催している。	B4
16	第19条 (情報の公開及び説明責任) 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。	多様な広報手段の活用	○次のとおり対応している。 ・区議会だより(平成30年2定号から戸別配布開始) ・議会ホームページ ・映像配信 ・ツイッター、フェイスブック ・定例会ポスター	C
17	2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。	広報内容・あり方の検証	○墨田区議会の広報に関する取扱内規により、広報に関し協議するため、区議会広報委員会を設置している。	C
18	3 議会は、議案、請願等に対する議員の賛否状況を公開する。	議員の賛否状況の公開	○各議員の賛否状況を議会ホームページで公開している。 ○各会派の賛否状況を区議会だよりに掲載している。	C

19	第20条 (区民参加の推進) 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。	議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会の確保	○区議会に関する区民アンケートを実施した実績あり(区議会だより平成25年2定号) ○議会改革特別委員会で傍聴者にアンケートを実施した実績あり ○住民意識調査(隔年実施)で、区議会だよりの閲読状況を調査している。	C
20	2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるものとする。	多様な意見聴取の方法については、別途協議する。	○参考人の実績あり(H28.4.27観光、H29.8.8政務) ○議会基本条例でパブリック・コメントを実施予定	C
21	3 議会は、請願及び陳情の審議及び審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。	請願及び陳情提出者の意見を聴取する場	○議案付託予定日の翌日に陳情者からの意見聴取を実施している(平成25年3定以降)。	C
22	第21条 (区長等との関係) 2 議会における審議、審査及び調査をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。	区長等の反問・反論 (執行機関意見あり)		B2
23	3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。	請願・陳情処理の経過及び結果報告	○採択(執行機関送付)された請願・陳情について、定例会ごとに、処理経過・結果の報告を求めている。	C
24	4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。	決議に関する事後の状況、対応等報告		B3
25	第22条 (議会への説明等) 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。 2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。 3 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。	議会への説明、資料の提出(執行機関意見あり)	○本会議、委員会、各派交渉会で対応している。	C
26	第23条 (研修の実施) 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。 2 議会は、前項に規定する目的に資するため、研修会等を行わなければならない。	研修	○毎年、議員研修会を実施している(平成25年度から)。	C

27	第25条 (財政上の措置) 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。	財政上の措置の要求	○議会費の予算要求については、区議会事務局において行い、各派交渉会で協議している。	C
28	第26条 (議会図書室) 議会は、議会図書室(法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。)に同項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料(電磁的記録を含む。)を収集し、及び保管するものとする。 2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。	議会図書室の管理・運営 区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化については、別途協議する。	○墨田区議会図書室管理要綱により、収集・保管している。	C
29	第27条 (政治倫理) 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。	政治倫理	○墨田区議会における不祥事発生時の情報共有等のについて(申し合わせ)を定めている。	B4
30	第28条 (災害時の対応) 議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。 2 前項の規定による議会の具体的な対応については、議長が別に定める。	災害時の対応 議会BCPについては、別途協議する。	○震災等災害時の墨田区議会対応規程を定めている。 ○「全国瞬時警報システム(Jアラート)が発令された場合の区議会の対応について」を定めている。	B4
31	第29条 (他の条例等との関係) 議会は、議会に関係する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。	他の条例・規則等の整備 会議規則との関係については、別途協議する。		適宜
32	第30条 (見直し手続) 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃することが必要であると認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。 3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を公表するものとする。	見直し手続 見直しの内容については、開かれた委員会の場で協議していくこととする。		C

[条文不採用とされたもので、「条例制定後の課題」として整理された検討課題]

項目	関連条文(案)	検討課題	現行の主な運用方法等	優先度
委員会の活動 (第13条 関連)	条文不採用 【公明党追加提案】 ・常任委員会の委員長は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。 ・常任委員会の改選が行われるときは、所管事務に係る課題の調査研究及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。	公明党の追加提案に係る委員会の活動については、別途協議する。	○常任委員会の引継ぎは、子ども読書活動推進条例(素案)で実績あり(平成29年1定の委員会で、2定以降も継続して協議することが決定)	C
区長等との関係 (第21条 関連)	条文不採用 2 議会は、二元代表制のもと、区長等に対し、緊張関係を保持する必要があることから、法律により参画が求められているものを除き、議員が区長の設置する附属機関の委員に就任することを辞退することとする。	「審議会委員等への就任辞退」については、今後の検討課題とする。	○期の冒頭の各派代表者会で、各会派割振りを決定している。	C
	条文不採用 4 議会は、区長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。尚、文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。	「文書質問」については、通年議会を実施し、その推移を見守ってから検討する。		C
決算・予算の連動	条文不採用 議会は、決算審査に当たって、執行機関が執行した事業等の評価を行い、予算に十分反映させるため、その結果を区長等に明確に示さなければならない。 2 区長等は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければならない。	内容については、別途協議する。		C
議決事件の拡大	条文不採用 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の拡大・追加を検討するものとする。	内容については、別途協議する。	○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、株式の売払いでその予定価格が2,000万円以上のものについて、議決事件の拡大を行っている。	C
議員定数	条文不採用 議員定数の改正に当たっては、区政の現状と課題、将来予測と展望を十分に考慮し、区民の理解を得られるよう努めなければならない。	議員定数のあり方等については、別途協議する。	○特別委員会を設置した実績あり(直近:平成14年1定墨田区議会議員定数検討特別委員会)	C
議員報酬	条文不採用 議員報酬は、社会情勢の変化等を総合的に勘案するとともに、学識経験を有する者等からの意見聴取により、客観的な判断に基づいて定められなければならない。	議員報酬のあり方等については、別途協議する。	○議員報酬に関する条例改正については、区長が墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会の意見を求めている。(直近:平成29年4定)	C